

しながわ生活応援事業 ギフトカードの送付先変更申請について

本申請は、入院、施設入所その他やむを得ない事情で住民登録地においてカードを受領することができない場合は、別の住所(※日本国内のみ)へ交付するものとするための申請書です。

単に、利便性向上を目的とした勤務先・別荘等への送付先変更は認められません。

申請から1カ月～2か月後に、新たな送付先へ簡易書留でギフトカードを送付します。

※ 世帯員全員分の送付先変更です。世帯員の一部の方だけの送付先を変更することは出来ません。

提出方法:郵送(特定記録など送付記録が確認できる方法により送付ください。)

郵送先:〒141-0033

東京都品川区西品川 1-28-3 品川区地域活動課 しながわ生活応援担当

提出期限:令和8年9月30日(水)必着

問合せ:品川区地域活動課 しながわ生活応援担当

電話:03-5498-6345

受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時(祝日を除く)

ギフトカードの送付先変更申請書

【同意事項等】※全てにチェックを入れてください。

- ☐ 初回発送(4月～6月)および再発送時(6月～8月)に、入院入所等やむを得ない事情により、ギフトカードを受け取ることが出来なかった方のうち、以降、別の住所へ再々発送を希望する方を対象とした申請です。
- ☐ 対象者(世帯主)の方が申請書を記入してください。また、本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードのコピー)も同封してください。
- ☐ ギフトカードは、送付先として希望された住所地に、申請者宛(世帯主宛)に送付します。
- ☐ 申請から概ね1～2か月後に送付します。配達時にご不在の場合であっても、必ず、郵便局の保管期間内にご自身でお受け取りください。

品川区長 あて

① 申請者(世帯主)

		記入日	令和	年	月	日
氏名	姓	生年月日		年	月	日
	氏名					
令和8年1月1日 時点の住所		〒				

② 送付先

		記入日	令和	年	月	日
送付先	〒	電 話	(平日日中に連絡可能な番号) — —			
これまで住民票上の住所地へ受け取ることが出来なかった理由(具体的に)						
郵便局へ転送届を提出できなかった理由						
区への伝達事項※						
メールアドレス※	フリガナ(@以前を記入)					

「※」箇所は任意です。

【同封書類】

- ☐ 申請者(世帯主)の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードのコピー)